

第 号議案

鳥栖基山都市計画下水道の変更（基山町決定）

鳥栖基山都市計画基山町公共下水道を次のように変更する。

1. 排水区域

「排水区域は総括図及び計画図表示のとおり」

（備考）面積 約556.5ha（うち処理区域 約556.5ha）

変更理由

都市環境の整備、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、本案のとおり鳥栖基山都市計画基山町公共下水道の都市計画決定の変更を行うものである。

鳥栖市に近接した会田地区約1.2haの地区計画決定に伴い、公共下水道の整備が必要となった。よって、既決定の554haを556.5haに変更するものである。

なお、本地区の汚水は鳥栖市の鳥栖処理区で処理する予定である。

都市計画を追加する土地の区域の表示

基山町大字長野字会田の一部。

縦覧について

期 間 平成29年6月16日から平成29年6月30日

縦 覧 者 1名

意見書の有無 無

新 旧 対 照 表

1. 下水道の名称 (変更なし)

鳥栖基山都市計画 基山町公共下水道

2. 排水区域

() は旧

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 約 5 5 6 . 5 ha [うち汚水処理区域約 5 5 6 . 5 ha]

(5 5 4)

(5 5 4)

3. 下水管渠 (変更なし)

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
基山第1汚水幹線	基山町大字小倉 字三国	基山町大字小倉 字三国	流域下水道に 接続する管渠

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設 (変更なし)

なし

参考1

都市計画決定経緯の概要

〔基山町決定〕

鳥栖基山都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備考
原案作成	平成29年4月	
地元説明会の開催	平成29年6月11日、14日	
県との事前協議	平成29年6月上旬	
案の告示、縦覧	平成29年6月16日から 平成29年6月30日まで	
基山町都市計画審議会	平成29年7月18日	
県への同意申請	平成29年7月下旬	
知事の同意	平成29年8月下旬	
決定告示及び縦覧	平成29年8月下旬	

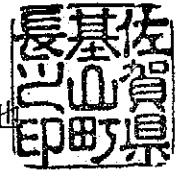
公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、鳥栖基山都市計画下水道に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、基山町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画案について意見書を町長に提出することができる。

平成29年6月16日

基山町長 松 田 一 也



記

1. 都市計画の名称及び内容

鳥栖基山都市計画下水道の変更(基山町公共下水道)

2. 都市計画を変更する土地の区域

基山町大字長野字会田の一部

3. 縦覧の場所

基山町役場 建設課

4. 縦覧の期間及び時間

期間 平成29年6月16日(金)～平成29年6月30日(金)

時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝祭日を除く)